

犯罪被害者等のための総合支援窓口の設置等について

1 犯罪被害者等のための総合支援窓口の設置

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へおつなぎいたします。（設置日：令和7年4月1日） 面接による相談となりますので、事前に電話での予約をお願いいたします。（相談時間：平日9時～16時）	市民部くらしの安全課地域安全係 （市役所本庁舎6階） 電話：019-601-2061
---	--

2 盛岡市犯罪被害者等見舞金の支給

殺人や傷害など故意の犯罪行為により亡くなられた方の御遺族や重傷病を負われた方への見舞金です。概要は次のとおりです。（開始日：令和7年4月1日）（詳細はお問い合わせください。）

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方の御遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方

対象となる 犯罪	人の生命又は身体を害する罪に当たる行為
	・日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為 ※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く
住所要件	犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、盛岡市内に住所を有する被害者又は御遺族
支給の制限	御遺族や犯罪被害に遭われた方が以下に該当する場合は、支給対象外となります。
	・他の地方公共団体からこの見舞金と同種の支給を受けているとき ・加害者と親族関係（事実婚関係等を含む）にあったとき ※特段の理由がある場合を除く ・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき ・暴力団員や暴力団関係者であったとき ・その他の事情から判断し、社会通念上適切でないと認められるとき
申請期限等	犯罪被害の発生を知った日から2年以内又は犯罪被害が発生してから7年以内
	令和7年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象

お問い合わせ先

市民部くらしの安全課地域安全係（市役所本庁舎6階） 電話019-601-2061

【担当】 市民部くらしの安全課
課長 片桐 薫
電話 019-603-8008